別表第七（第二条第四号関係）

項番	共通項目	表示形式	注意事項
1	氏名型	氏＋□＋名	・氏と名の間には全角スペースを入れること ・名が空欄となる場合、「（名空欄）」と記載すること
2	本籍型	都道府県名＋市区町村名＋町字＋地番	・住所型との違いは方書の有無及び丁目の漢数字表記 ・郡がある場合は郡名を含む（J－LIS住所辞書には入っているため） ・データ要件の内容に応じて変更となる可能性あり
3	住所型	都道府県名＋市区町村名＋町字＋地番＋□＋方書	・方書は番地号枝番との区別がつくように間に全角スペースを入れること
4	日付型	（和暦）元号9年9月9日 （西暦）1999年9月9日	・（和暦）元年は「1年」とせず、「元年」とすること。 ・（共通）年月日は全角数字とし、1桁の場合前に空白を設けないこと ・（共通）不詳日の場合は、不詳日である旨を記載すること。
5	自治体名型	都道府県名＋市区町村名 →最大で13文字 例）和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	・指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。 ※別表第一の中分類5.6 公印・職名の印字の通り ・郡がある場合は郡名を含めること。
6	国名型	国名 →最大で26文字	・国名のみ
7	振り仮名型	住民基本台帳法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されている氏の振り仮名＋△＋名の振り仮名	・氏又は名のみの振り仮名が住民基本台帳法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されている場合、カタカナにより氏又は名の振り仮名を記載すること ・氏又は名の振り仮名のいずれかが住民基本台帳法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されていない場合、「（〇空欄）」と記載すること

○総務省告示第四十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）第四条及び第五条の規定に基づき、第四条に規定する機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに第五条に規定する帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一及び別表第二のとおりとする。